

東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について
(中間報告)

はじめに	1
第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況	2
1 犬の個体数推計	2
(1) 犬の登録頭数	2
(2) 飼育実態調査結果から推計した犬の個体数等	2
2 飼育実態調査から推計した猫の個体数等	3
3 動物による危害発生と苦情	6
4 動物の捕獲・収容、引取り	7
5 動物の返還、譲渡、致死処分	8
6 動物取扱業に関する状況	10
(1) 第一種動物取扱業の登録数	10
(2) 第二種動物取扱業の届出数	11
(3) 動物取扱業に対する監視指導	11
7 動物由来感染症の発生状況	12
8 狂犬病予防注射接種率	13
9 災害時に備えた対策	14
10 動物愛護施策に関する都政への要望	15
第2 動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況	16
1 動物の適正飼養の啓発と徹底	17
(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化（施策1）	17
(2) 犬の適正飼養の徹底（施策2）	17
(3) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充（施策3）	17
(4) 多頭飼育に起因する問題への対応（施策4）	18
(5) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策（施策5）	18
(6) 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成（施策6）	19
(7) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援 （施策7）	19
2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進	19
(1) 動物取扱業の監視の強化（施策8）	19
(2) 動物取扱業への指導事項の拡大（施策9）	20
(3) 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底（施策10）	20
(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応（施策11）	21
3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進	21
(1) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり（施策12）	21
(2) 取扱動物の適正な飼養管理の確保（施策13）	21
4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応	22
(1) 動物由来感染症への対応強化（施策14）	22
(2) 災害時の動物救護体制の充実（施策15）	23

第3 次期推進計画に盛り込むべき主な事項	24
1 動物の適正飼養の啓発と徹底	24
(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化	24
(2) 犬の適正飼養の徹底	24
(3) 多頭飼育に起因する問題への対応	25
(4) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策	25
(5) 地域における適正飼養の推進のための人材育成	25
(6) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援	25
2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進	26
(1) 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及	26
(2) 動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保	26
(3) 譲渡拡大のための仕組みづくり	26
3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進	27
(1) 動物取扱業の監視強化	27
(2) 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進	27
(3) 特定動物飼養における適正飼養の徹底	27
(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いに係る監視指導	27
4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応	28
(1) 動物由来感染症への対応強化	28
(2) 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化	28

はじめに

都は、平成 26 年 3 月に、東京都動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という。）を改定し、この計画の下、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」を目指して、「動物の適正飼養の啓発と徹底」、「動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組」、「事業者等による動物の適正な取扱いの推進」、「災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応」の 4 つの施策展開の方向性に沿って、各種施策を実施している。

推進計画は、施策の取組状況等も踏まえ、改定後 5 年後を目途に見直しを行うこととされており、平成 30 年 8 月 30 日、本審議会は、東京都知事から諮問を受け、東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について、検討を進めてきた。

検討に当たっては、小委員会を設置し、東京都における動物愛護管理に関わる現状や、推進計画における各施策の取組状況、動物愛護管理施策の中核を担う動物愛護相談センターのあり方について詳細な議論を行い、これを踏まえ、検討結果を中間報告として取りまとめた。

なお、現在、国の中環環境審議会動物愛護部会等において、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）や政省令、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）の改正に向けた検討が行われており、法令等の改正に伴い必要となる施策については、国の動向を踏まえて、引き続き審議を行い、全体のまとめとして、最終的な検討結果の報告を行うこととする。

平成 30 年 12 月 26 日

東京都動物愛護管理審議会

会長 林 良 博

第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況

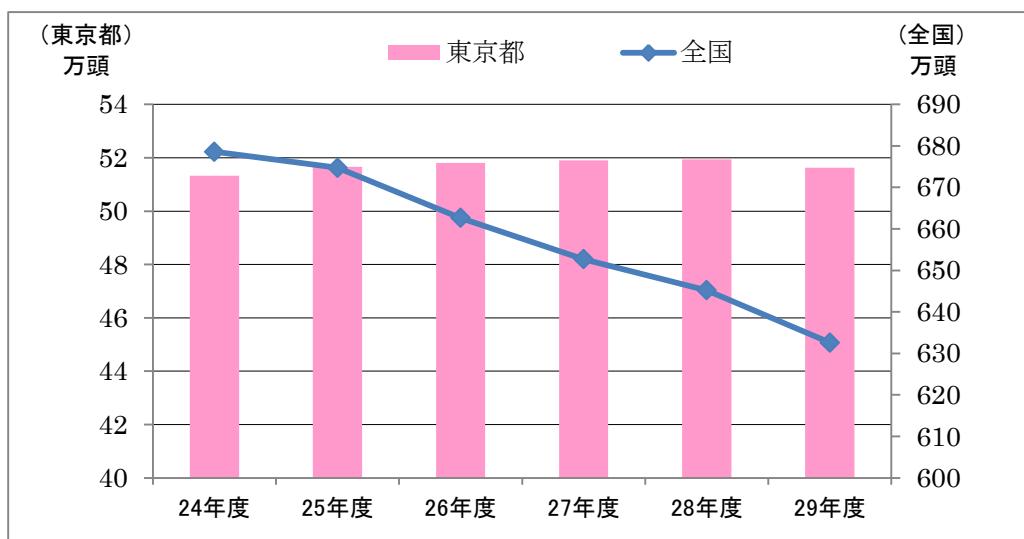
1 犬の個体数推計

(1) 犬の登録頭数

平成29年度の犬の登録頭数は、全国で約633万頭、都では約52万頭であった。

平成24年度時点（全国で約679万頭、都では約51万頭）と比較して、全国では減少傾向にあるものの、都においては横ばいとなっている。

犬の登録頭数の推移



厚生労働省、東京都統計

(2) 飼育実態調査結果から推計した犬の個体数等

都内で飼養されている動物の頭数については、狂犬病予防法に基づく登録制度のある犬や動物愛護管理法により許可制となっている特定動物を除き、行政が法に基づき実数を把握する仕組みは設けられていない。

都では、都内の犬及び猫の飼養実態を把握するため、犬及び猫の飼育実態調査（以下「飼育実態調査」という。）を実施しており、平成29年度に実施した飼育実態調査におけるアンケート調査結果では、犬の登録率は94.7%となっており、登録率と犬の登録頭数から推計した犬の個体数は約55万頭であった。

飼い犬にマイクロチップを装着している飼い主は31.8%と平成23年度調査の11.7%から増加したが、連絡先のある首輪・迷子札などを飼い犬につけている飼い主は14.9%で、平成23年度調査時の17.4%から減少している。

登録率・登録頭数から推計した犬の個体数

アンケート調査結果						登録頭数からみた推定個体数		
[a] 登録済	[b] 未登録	不明	無回答	合計	[c] 登録率 [a]/([a]+[b])	[d] 登録頭数	推定個体数 [d]/[c]	
391	22	3	8	424	94.7%	518,216	547,373.9	約 55 万頭

[d] 登録頭数合計は、「平成 28 年度 狂犬病予防・動物管理関係報告」における「1 登録・注射」表中の、「期末現在登録頭数」のうち島しょ部を除いた「区部」「市郡部」の合計値

平成 29 年度飼育実態調査より

2 飼育実態調査から推計した猫の個体数等

平成 29 年度の飼育実態調査によると、飼育世帯数と平均飼育頭数から推計した飼育猫の個体数は約 107 万頭であった。

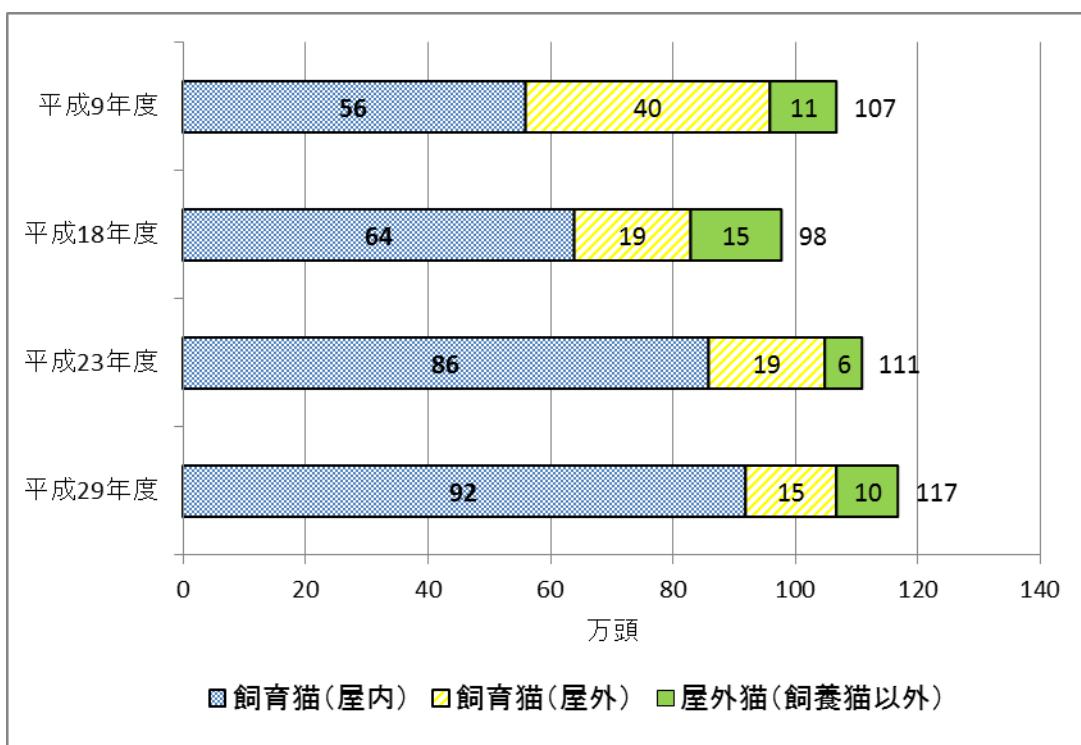
猫を飼育している世帯数・平均飼育頭数から推計した飼育猫の個体数

	[a] 世帯数	[b] 飼育している世帯の割合	[c] 平均飼育頭数 (頭/世帯)	推定個体数 [a]x[b]x[c]	推定個体数 (合計)
一戸建て	1,975,613	12.0%	1.79	424,362	
集合住宅	4,590,501	9.4%	1.50	647,261	約 107 万頭
その他	12,100	6.3%	1.00	762	

平成 29 年度飼育実態調査より

また、現地調査に基づく屋外猫の推計個体数と飼育猫の推計個体数を合わせた猫の推計個体数は、約 117 万頭となっている。

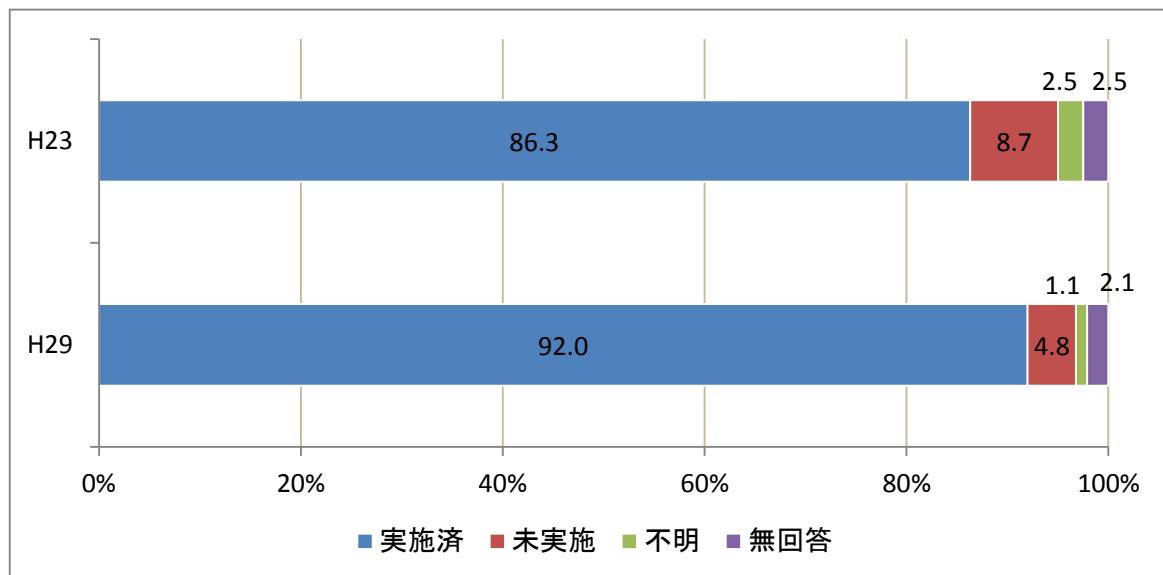
猫の推定個体数の推移



平成 29 年度飼育実態調査より

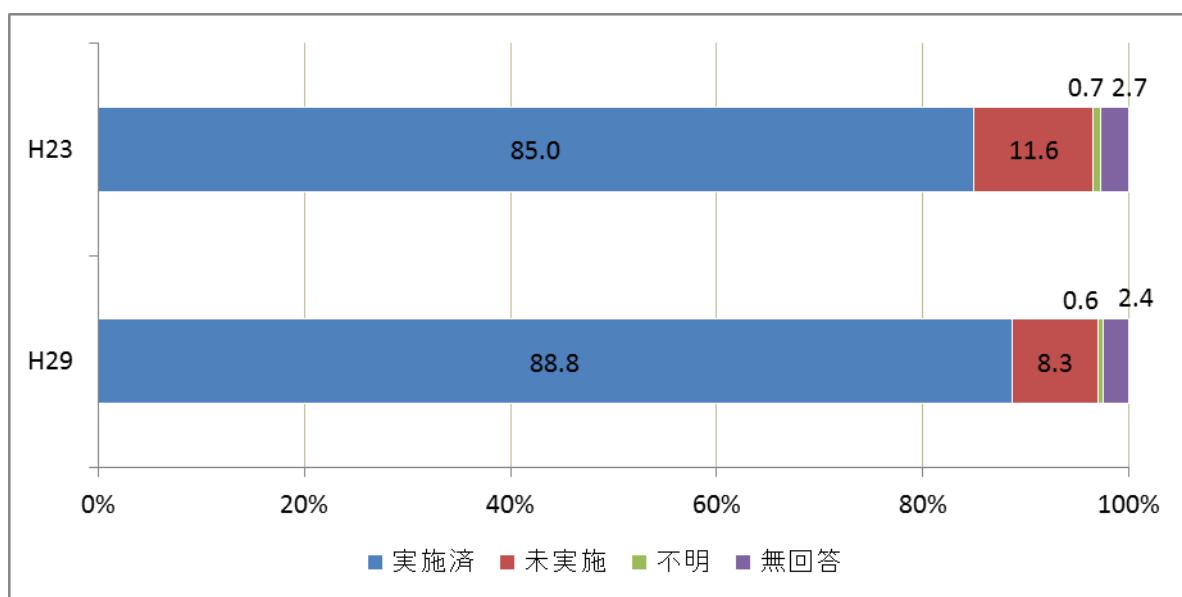
飼い猫の不妊去勢手術の実施率は、メス 92.0%、オス 88.8%で、平成 23 年度の調査時におけるメス 86.3%、オス 85.0%からそれぞれ増加している。

飼い猫（メス）の不妊処置の実施比率（前回調査との比較）



平成 29 年度飼育実態調査より

飼い猫（オス）の去勢処置の実施比率（前回調査との比較）



平成 29 年度飼育実態調査より

飼い猫にマイクロチップを装着している飼い主は 9.9% と平成 23 年度調査の 3.5% から増加したが、連絡先のある首輪・迷子札などを飼い猫につけている飼い主は 7.1% で、平成 23 年度調査時の 14.5% から減少している。

3 動物による危害発生と苦情

犬によるこう傷事故件数は、平成 24 年度以降、年間 300 件を上回って推移しており、平成 29 年度の事故件数は 343 件で、被害者数は 343 人であった。

また、動物に関する苦情件数は、平成 24 年度以降、年間 10,000 件前後で推移しており、平成 29 年度の件数は 10,559 件であった。

東京都における犬のこう傷事故件数及び被害者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
事故件数(件)	313	333	338	343	331	343
被害者数(人)	313	334	346	345	335	343

東京都統計

東京都における動物に関する苦情件数（内容別内訳）

(件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
放浪	180	219	230	225	243	209
拾得	1,410	1,018	818	700	502	445
負傷	690	647	606	632	542	492
野犬・放し飼い	295	312	316	256	204	381
汚物・汚水等	2,566	2,211	2,729	2,433	2,229	2,199
悪臭	350	348	415	423	352	462
鳴き声	865	959	944	988	917	916
その他	3,891	4,222	4,828	4,940	4,821	5,455
合計	10,247	9,936	10,886	10,597	9,810	10,559

東京都統計

平成 29 年度第 4 回インターネット都政モニターアンケート「東京におけるペットの飼育」(以下「都政モニターアンケート」という。)によると、他人のペットが原因で何らかの迷惑を感じたことがある人は約 7 割に上っている。

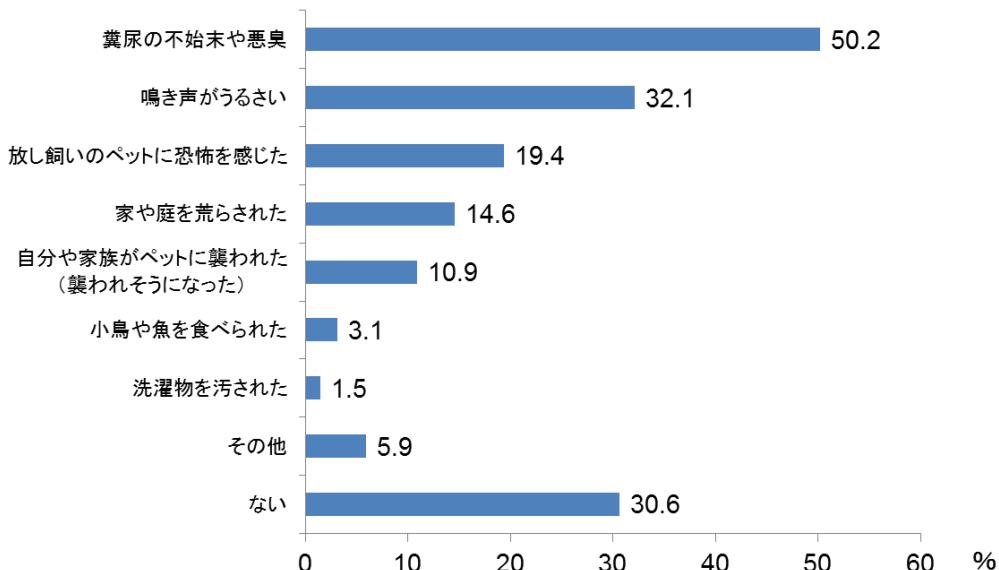
都政モニターアンケート結果（抜粋）

<都政モニターアンケート>

あなたは、他人のペットが原因で被害を受けたり、迷惑に感じたりしたことがありますか。

次の中からあてはまるものすべて選んでください。

n = 458



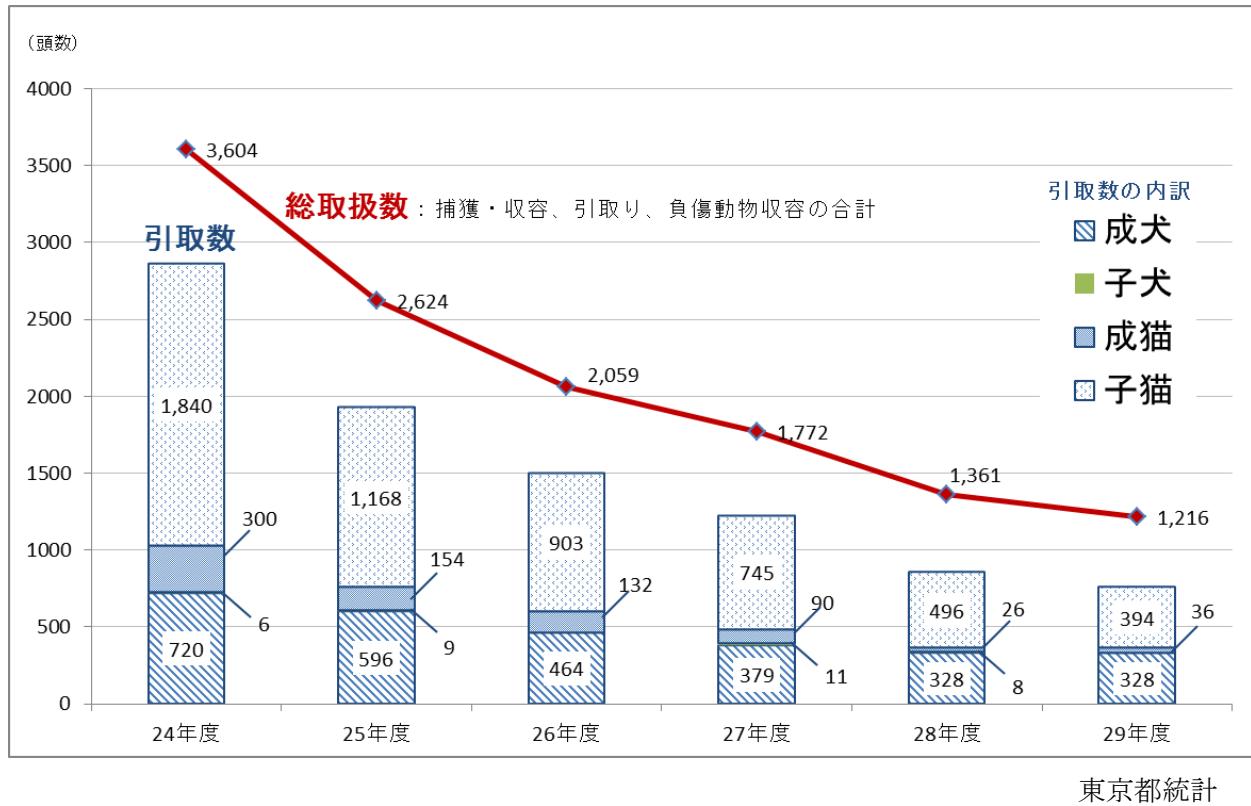
平成 29 年度第 4 回都政モニターアンケートより

4 動物の捕獲・収容、引取り

狂犬病予防法、動物愛護管理法及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（以下「都条例」という。）に基づく犬の捕獲・収容数、犬猫の引取数及び負傷した犬猫等の収容数の総計（総取扱数）は、平成 29 年度は 1,216 頭であり、平成 24 年度の 3,604 頭と比べ、約 66.3% 減少している。

所有者又は拾得者からの引取りについては、平成 29 年度では、成犬、子猫の引取りが多く、子犬の引取りはない。また、引取数が多かった子猫については、所有者から 9 頭、拾得者から 385 頭であり、平成 24 年度における所有者から 119 頭、拾得者から 1,721 頭と比べ、所有者からは 92.4%、拾得者からは 77.6% 減少している。

東京都における動物の総取扱数及び引取数（内訳）の推移



5 動物の返還、譲渡、致死処分

都内で捕獲・収容された又は引き取られた犬猫等のうち、平成 29 年度に飼い主に返還された頭数は、犬 191 頭、猫 24 頭であり、新しい飼い主や登録譲渡団体への譲渡数は、犬 217 頭、猫 287 頭、その他の動物 2 頭であった。

平成 29 年度における返還・譲渡率（当該年度の総取扱数に対する返還数と譲渡数の合計の割合）は、犬 95.8%、猫 39.7% であり、平成 24 年度における犬 79.4%、猫 17.1% と比べ、犬は 16.4 ポイント、猫は 22.6 ポイントそれぞれ増加している。

平成 29 年度の致死処分数は、犬 19 頭、猫 469 頭、その他 4 頭、合計 492 頭であり、平成 24 年度の犬 186 頭、猫 2,212 頭、その他 6 頭、合計 2,404 頭と比べ、全体で 79.5% 減少している。平成 24 年度には子猫が致死処分数全体の 64.4% を占め 1,549 頭であったが、平成 29 年度には致死処分数は 196 頭まで減少し、全体に占める割合も 39.8% まで低下している。

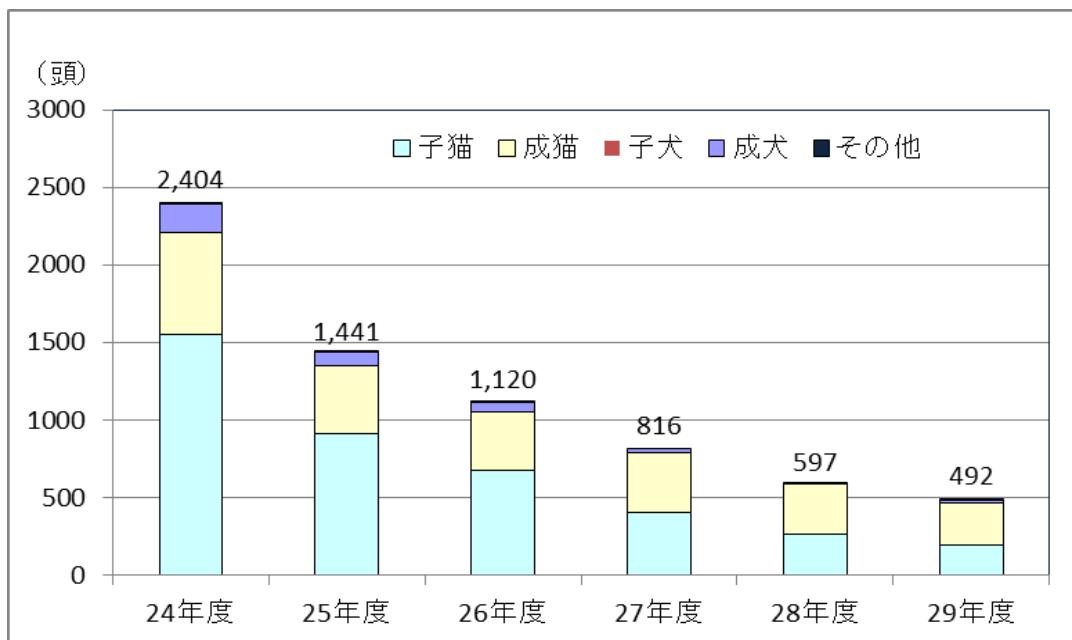
都は、致死処分数の内訳を、①苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される動物について、動物福祉等の観点から行うもの、②引取・収容後に死亡したもの、並びに①②以外の致死処分の 3 つに分類し、①②以外の致死処分を「殺処分」として区分している。平成 29 年度の殺処分数は、犬は 0 頭、猫は 16 頭であった。

東京都における犬猫の返還・譲渡状況 (単位: 頭、 %)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
返還数(頭)	犬	403	385	280	236	207	191
	猫	27	22	21	18	21	24
譲渡数(頭)	犬	341	332	284	234	229	217
	猫	428	388	390	482	320	287
返還・譲渡率	犬	79.4%	84.8%	94.8%	96.3%	100.2%	95.8%
	猫	17.1%	23.1%	28.2%	39.0%	36.9%	39.7%

東京都統計

東京都における致死処分数の推移



	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
成犬	186	88	61	24	11	19
子犬	0	0	0	0	0	0
成猫	663	443	376	389	320	273
子猫	1,549	909	679	403	266	196
その他	6	1	4	0	0	4

東京都統計

東京都における致死処分数の内訳の推移

(単位:頭)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
①動物福祉等*1 の観点から行った もの	犬	0	1	5
	猫	299	205	230
	その他*2	0	0	1
	小計	299	206	236
②引取・収容後死 亡したもの	犬	14	10	14
	猫	300	287	223
	その他*2	0	0	3
	小計	314	297	240
①②以外の致死 処分	犬	10	0	0
	猫	193	94	16
	その他*2	0	0	0
	小計	203	94	16
合計		816	597	492

*1 苦痛からの解放が必要、著しい攻撃性を有する、又は衰弱や感染症によって成育が極めて困難と判断される場合

*2 その他:いえうさぎ、にわとり、あひる

東京都統計

6 動物取扱業に関する状況

(1) 第一種動物取扱業の登録数

平成29年度における都内の第一種動物取扱業の登録施設数は、4,715施設であり、平成24年度の3,911施設と比べ、約800施設増加している。業種別施設数では、保管業が3,513施設と最も多く、次いで販売業の1,648施設となっている。

東京都における第一種動物取扱業の登録施設数及び種別施設数

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第一種動物取扱業登録施設数	3,911	4,103	4,333	4,493	4,613	4,715
第一種動物取扱業 種別施設数	5,452	5,624	5,938	6,176	6,291	6,442
販売業	1,792	1,703	1,713	1,704	1,652	1,648
保管業	2,734	2,936	3,127	3,296	3,397	3,513
貸出業	167	169	182	189	183	188
訓練業	562	603	666	698	734	744
展示業	195	206	239	273	307	329
競りあっせん業	1	2	2	2	3	3
譲受飼養業	1	5	9	14	15	17

東京都統計

(2) 第二種動物取扱業の届出数

平成 29 年度における都内の第二種動物取扱業の届出施設数は、85 施設で、届出制度が始まった平成 25 年度の 20 施設と比べ、4 倍以上に増加している。業種別施設数は、譲渡し業が 79 施設で最も多く、次いで保管業が 17 施設となっている。

東京都における第二種動物取扱業の届出施設数及び種別施設数

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
第二種動物取扱業届出施設数	20	33	62	83	85
第二種動物取扱業種別施設数	38	52	86	111	113
譲渡し業	20	30	58	77	79
保管業	9	10	15	17	17
貸出業	3	3	3	3	3
訓練業	1	1	1	2	2
展示業	5	8	9	12	12

東京都統計

(3) 動物取扱業に対する監視指導

平成 29 年度の監視件数は延べ 4,378 件で、内訳は動物取扱業の登録及び 5 年おきの登録更新に係るものが 1,628 件、苦情等を受けて実施したものが 2,750 件であった。

東京都における第一種動物取扱業の監視指導状況

(単位:件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
監視件数(延べ)	3,195	2,309	2,451	3,395	7,091	4,378
登録、更新時	1,512	1,073	1,058	1,018	2,508	1,628
その他(苦情等)	1,683	1,236	1,393	2,377	4,583	2,750
注意指導書交付数	11	4	12	25	6	9
勧告	0	0	1	1	0	0
改善命令	1	0	1	1	0	0
業務停止命令	0	0	0	1	1	0
登録取消し	0	0	0	0	1	0
登録拒否	3	0	0	0	0	0

東京都統計

7 動物由来感染症の発生状況

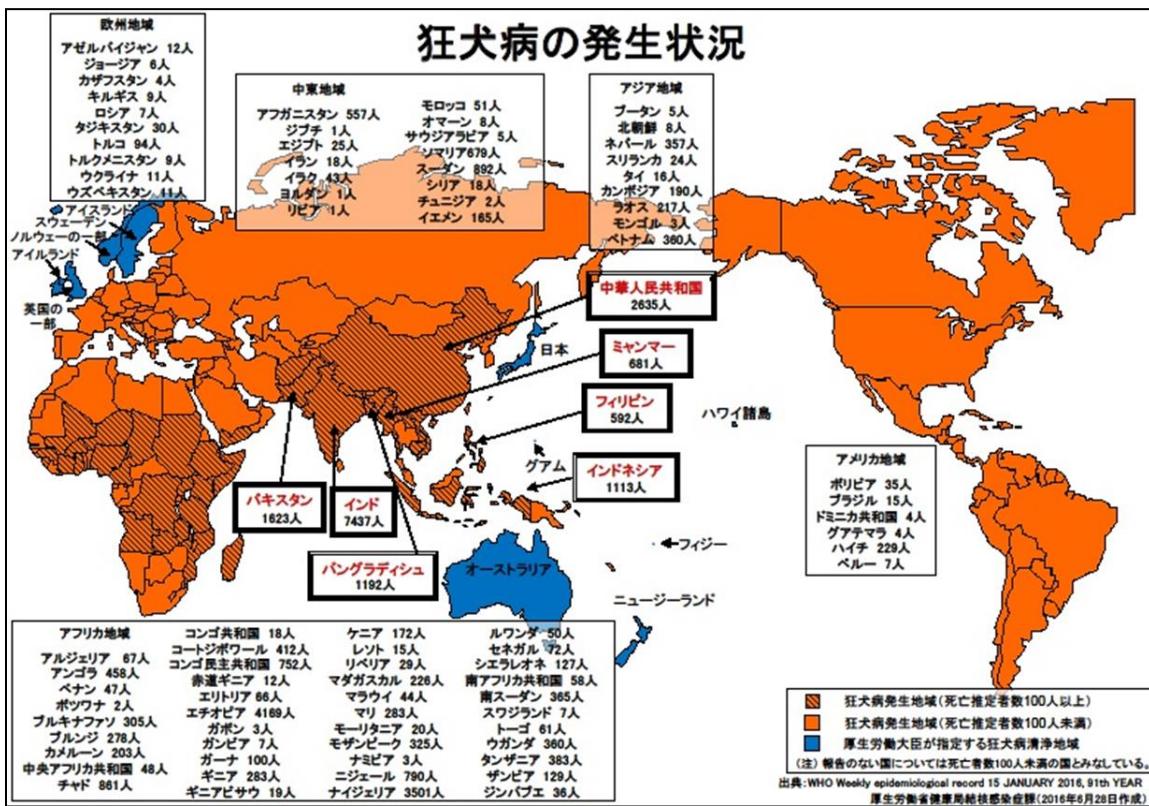
狂犬病は、日本、英国、オーストラリア、ニュージーランドなど一部の国々を除いて、全世界で発生しており、ボーダーレス化に伴い、海外から狂犬病をはじめとした感染症がもたらされるリスクは常に存在している。

また、狂犬病以外にも動物を介して人に感染する病気には様々なものがあり、ペットが介在するものを含め、国内でも各地で発生し、動物由来感染症は身近にある健康危機の要因となっている。

平成29年度における国からの動物由来感染症に関する注意喚起の通知例

発出日	件名	内容
平成29年7月10日	日本におけるオウム病症例発生状況と妊娠女性におけるオウム病について	国内で妊娠女性が発症し死亡
平成29年7月24日	重症熱性血小板減少症候群(SFTS)に係る注意喚起について	国内で猫からこう傷を受けた人が発症し死亡
平成29年10月10日	重症熱性血小板減少症候群(SFTS)を発症したイヌからヒトへの感染事例について	徳島県で犬から人へ感染
平成29年11月10日	野鳥での高病原性鳥インフルエンザ発生に伴う動物園等における高病原性鳥インフルエンザへの対応について	島根県での死亡野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルス検出
平成30年1月10日	コリネバクテリウム・ウルセラנסによるジフテリア様症状を呈する感染症患者に関する情報について	猫に餌やりをしていた人が感染し死亡した例等、事例集積によりQ&A更新
平成30年3月28日	愛知県知多半島の犬におけるエキノコックス(多包条虫)感染事例について	愛知県で犬からエキノコックスを検出

狂犬病の発生状況

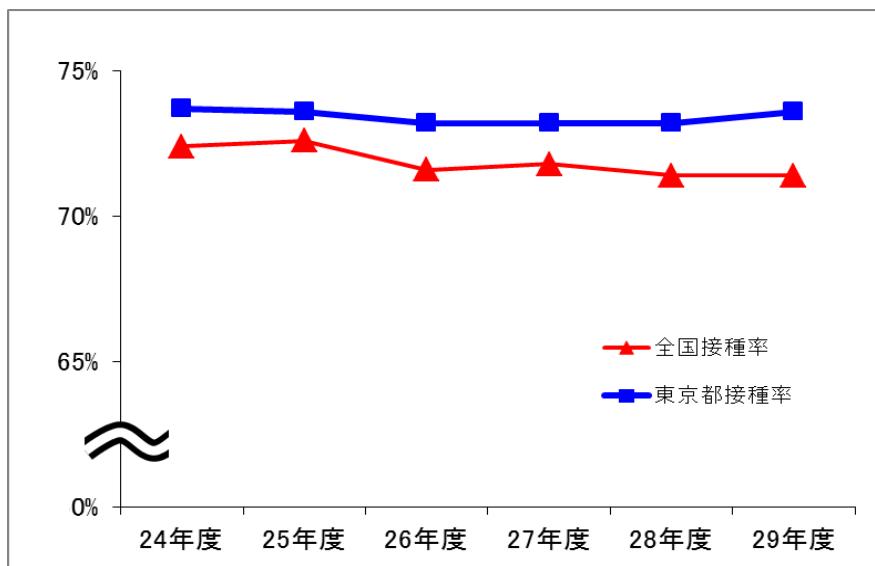


厚生労働省ホームページより

8 狂犬病予防注射接種率

平成 29 年度の狂犬病予防注射の接種率は、全国で 71.4%、東京都では 73.6% であり、平成 24 年度の全国 72.4%、東京都 73.7% と比べ、全国が 1.0 ポイント、東京都が 0.1 ポイントそれぞれ低下している。

狂犬病予防注射接種率の推移



厚生労働省、東京都統計

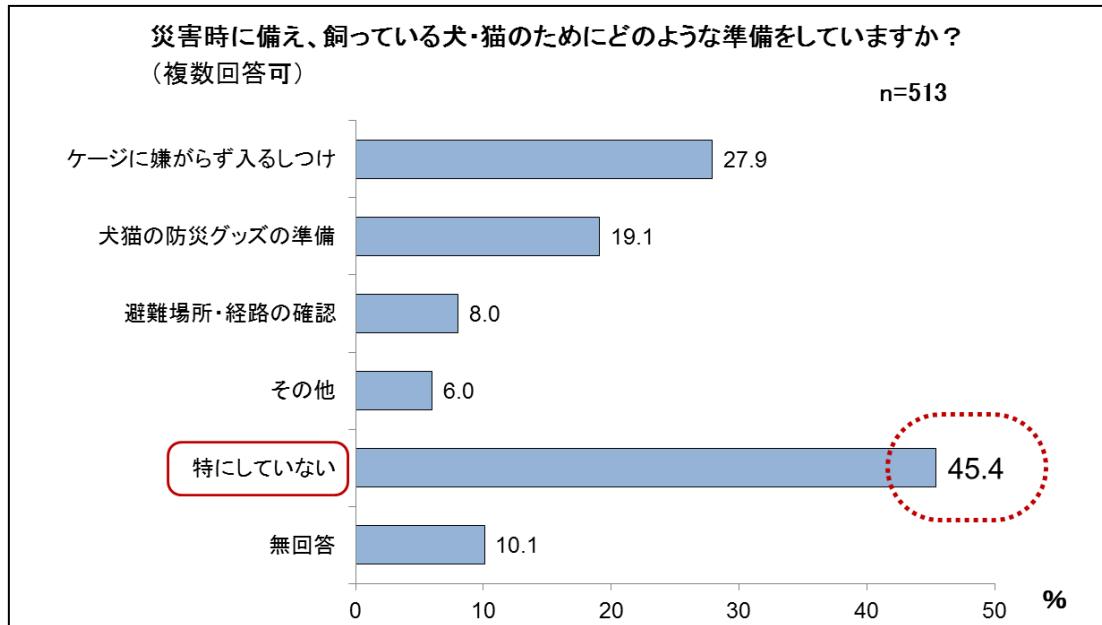
9 災害時に備えた対策

東日本大震災や熊本地震をはじめ大規模な災害が発生した際には、ペットの避難や、避難所での動物の取扱いに関する数多くの課題が指摘された。

平成29年度の飼育実態調査では、災害時に備えたペットの対策をしていない飼い主の割合は、4割強に上っている。

また、災害時の動物に関する対策については、ほとんどの区市町村の地域防災計画に位置付けられているが、具体的な対策マニュアルの整備やペット用物資の備蓄を行っている区市町村は、全体の半数以下にとどまっている。

災害時の備えに関する犬及び猫の飼い主へのアンケート結果



平成29年度飼育実態調査より

区市町村における動物に関する災害時の対策の取組状況（平成 29 年度）

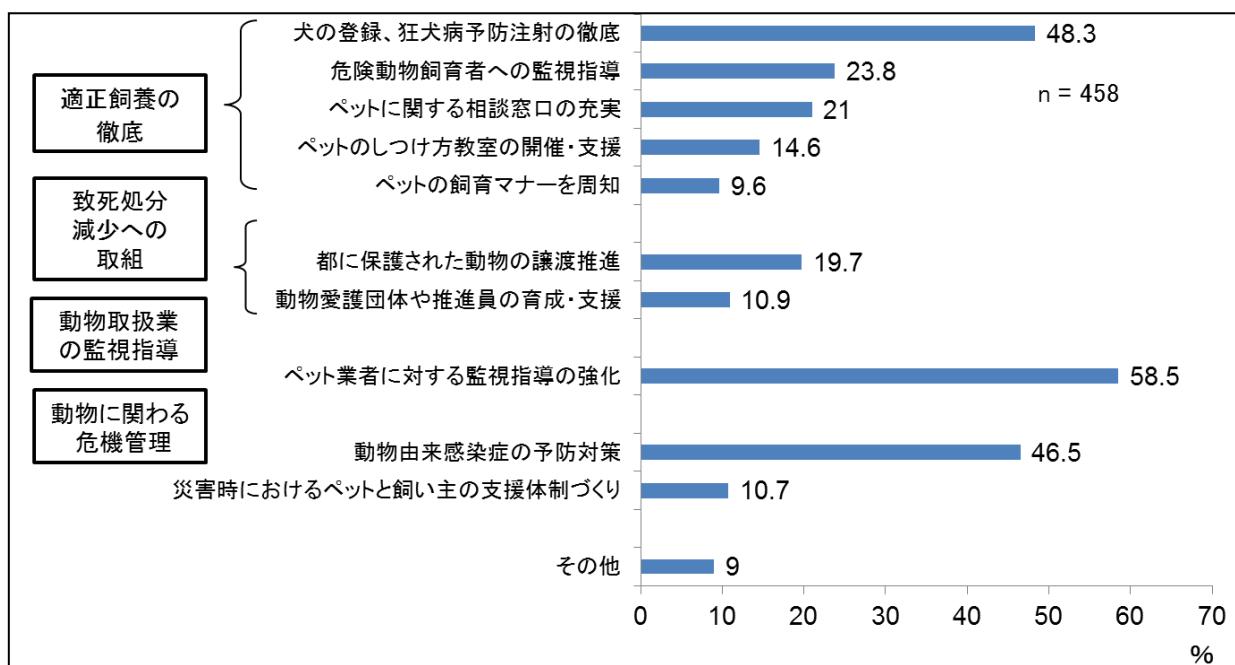
地域防災 計画への 対策の記載	災害対策の取組			
	同行避難訓練 等の実施	ペット対策 マニュアル等の 整備	ペット用の 備蓄	獣医師会 との協定
特別区 (23区)	23 (100%)	20 (87%)	11 (48%)	15 (65%)
市町村 (39市町村)	35 (90%)	20 (51%)	7 (18%)	5 (13%)
計 (62区市町村)	58 (94%)	40 (65%)	18 (29%)	20 (32%)
				45 (73%)

東京都統計

10 動物愛護施策に関する都政への要望

平成 29 年度に行った都政モニター調査では、適正飼養の徹底、ペット業者への監視指導、動物由来感染症対策を都政に望む意見が多かった。

都の施策への要望（3項目まで選択）アンケート結果



平成 29 年度第 4 回都政モニター調査より

第2 動物愛護管理推進計画に基づく各施策の取組状況

[推進計画における施策の体系]

人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、
施策の方向性を4つの柱に整理して取組を推進

◎ 動物の適正飼養の啓発と徹底

- <施策1> 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化
- <施策2> 犬の適正飼養の徹底
- <施策3> 地域の飼い主のいない猫対策の拡充
- <施策4> 多頭飼育に起因する問題への対応
- <施策5> 動物の遺棄・虐待防止に関する対策
- <施策6> 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成
- <施策7> 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

◎ 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

- <施策8> 動物取扱業の監視強化
- <施策9> 動物取扱業の指導事項等の拡大への対応
- <施策10> 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底
- <施策11> 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

◎ 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

- <施策12> 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり
- <施策13> 取扱動物の適正な飼養管理の確保

◎ 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

- <施策14> 動物由来感染症への対応強化
- <施策15> 災害時の動物救護体制の充実

平成26年3月に改定された推進計画に基づく、これまでの各施策の取組状況は、以下のとおりである。

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化（施策1）

飼い主による動物の適正飼養、終生飼養を徹底させるため、都民に対し、適正飼養講習会や啓発行事等の機会を通じて普及啓発を進めるとともに、第一種動物取扱業者に対し、動物を飼うことに伴う責務について、飼い主に十分な説明を行うよう指導している。

また、飼い主に対する普及啓発の機会を広げるため、飼い主がよく利用する動物病院、動物取扱業等を通じた普及啓発資材の配布や、子供にもわかりやすく終生飼養の大切さを伝えるための啓発用アニメーション動画「犬を飼うってステキですか？」をYouTube 東京都チャンネルで公開するなどの取組を行っている。

加えて、都立公園などで実施している譲渡事業PRイベントに合わせ、犬のしつけ方教室を開催するなど、都民が参加しやすい形式での普及啓発の実施に努めている。

さらに、都民からの飼養に関する様々な相談に、区市町村の動物愛護管理担当者や動物愛護推進員が適切に対応できるよう、研修会を開催するなど対応能力の向上のための支援を行っている。

(2) 犬の適正飼養の徹底（施策2）

狂犬病予防法に基づく登録・狂犬病予防注射接種率の向上を目指して、都、区市町村、関係団体等が連携を図りながら、飼い主の責務について啓発を行うとともに、動物病院等での鑑札交付・注射済票交付代行など飼い主が手続をしやすい環境の整備等の取組を行っている。平成30年4月現在、こうした取組を行っている区市町村は17区19市町村となっている。

また、犬によるこう傷事故の未然防止を図るため、パンフレットや犬のしつけに関するテキストなどを作成し、配布するとともに、こう傷事故の被害者となることが多い小学校低学年を対象とした動物教室において、こう傷事故防止のためのプログラムを活用している。

さらに、都、区市町村及び公共施設管理者等が協力し、事故防止や生活環境の保全のため、ノーリードの散歩やふんの放置をなくすよう、犬の飼い主への啓発等を行っている。都立公園に設置されているドッグランでは、管理者やドッグランの管理に携わるボランティア、動物愛護推進員と連携して、飼い主の法令遵守を利用条件とするなどの取組や講習会を通じた普及啓発を行っている。

(3) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充（施策3）

飼い主のいない猫対策を実施する区市町村に対し、医療保健政策区市町村包括補助事業による補助を実施している（平成29年度は38区市町村）。平成28年

度からは、協議会設置、実態調査、計画策定、協力員登録、不妊去勢手術、給餌・糞尿管理、事業評価等の総合的な取組を行う区市町村を支援する「飼い主のいない猫対策緊急促進事業」を実施している（平成 29 年度は 4 区市）。

また、都と区市町村の担当者で構成する動物行政検討会において、飼い主のいない猫対策に関する情報交換及び対策の検討を行い、これをもとに飼い主のいない猫対策事例集を作成して全区市町村に配布している。

さらに、猫にエサを与えていたり、迷惑に感じている人等、それぞれの視点を踏まえ、飼い主のいない猫対策についての理解を広げるリーフレットを作成し、区市町村や動物愛護推進員等を通じて町会・自治会等地域の関係者に配布するなどの取組を行っている。あわせて、ボランティア等活動者向けのガイドブックを作成・配布し、地域住民の理解を得ることの重要性を周知している。

なお、猫の適正飼養に向けた対策については、猫の飼養三原則（「屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」）等の徹底を図るため、パンフレットやパネル、デジタルサイネージ等を活用し、普及啓発を進めている。

（4）多頭飼育に起因する問題への対応（施策 4）

動物の多頭飼育に起因する生活環境の悪化等の問題に対しては、住民や動物愛護団体等からの情報に基づき、住民に身近な区市町村が主体となって対応している。また、飼い主の生活支援等を行っている地域の福祉・保健等の関係機関と連携して対応する必要がある事例も見受けられるため、都内の関係機関に対して、多頭飼育に起因する問題の具体的な事例等の情報提供を行っている。

平成 27 年度には、行政職員、登録譲渡団体、動物愛護推進員を対象として「社会福祉学から見たアニマルホーダー」をテーマとした研修会を開催した。

さらに、平成 29 年度から 30 年度にわたり、都と区市町村の担当者で構成する動物行政検討会において、多頭飼育問題に関する情報交換や対策の検討を行っている。

（5）動物の遺棄・虐待防止に関する対策（施策 5）

動物の遺棄・虐待への対応については、平成 22 年 2 月の国からの通知（「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について」）に基づき、警視庁に動物愛護管理担当部署との連携促進を依頼するとともに、各警察署に飼育改善指導が必要な例を示して情報共有を図り、動物の不審死体等があった際には、連携して対応している。

また、平成 27 年度には、遺棄・虐待防止ポスター「ずっと家族だよ！」を作成して、区市町村、警察署、都立公園に配布し、関係機関と連携した啓発を行うとともに、平成 27 年度から、デジタルサイネージを活用した遺棄・虐待防止の普及啓発を実施している。

さらに、動物愛護相談センター職員の対応能力の向上のため、動物の遺棄・虐待対応のための研修や、動物虐待を科学的・客観的に評価するための研修に、職員を派遣している。

(6) 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成（施策6）

都では、約300名の動物愛護推進員を委嘱しており、推進員と区市町村、地域の推進員同士の協力体制を構築し、活動の活性化を図るため、推進員の活動に関する情報を活動分野別に整理して、区市町村や関係団体に提供している。

また、動物愛護推進員の知識やスキルの向上のための研修や、同様の活動を行う推進員同士の情報共有の場として、平成20年度から活動分野別の連絡会の開催などを行っている。

さらに、動物愛護推進員制度が都民に周知されることにより、活動が円滑なものとなるよう、ホームページでの情報提供やイベントでの制度の紹介、推進員の活動時に使用できるリーフレットの作成などを行っている。

(7) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援（施策7）

動物愛護精神の涵養や動物による事故の防止等に関する子供向けの啓発として、地域の動物愛護推進員の協力も得ながら、小学校低学年を対象とした動物教室を行っている。

平成30年度からは、民間事業者のアイディアやノウハウを活用して動物教室を実施している。なお、動物福祉等の観点から、現在は、動物教室で実際の動物は使用していない。

このほか、平成27年度から、動物愛護相談センターにおいて「夏休み動物セミナー」を開催し、親子で動物について学べる機会を提供している。

なお、学校教育の一環として、学校で動物を飼養する場合があり、そうした場合にも動物の取扱いが適正になされる必要があるため、教職員等を対象とした学校における動物飼育に関する講習会において、日々の飼養管理、感染症予防、動物の疾病、死亡等への対応の仕方などについて周知を行っている。

2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

(1) 動物取扱業の監視の強化（施策8）

平成29年度末の都内の第一種動物取扱業者の登録施設数は約4,700施設であり、これらの事業者を対象に監視指導を行っている。

また、事業者の資質向上を図り主体的な取組を促進するため、事業者が守るべきとされている基準の遵守状況を評価する事業者評価制度を構築し、評価に応じた監視指導を行っている。

動物愛護相談センター等に苦情が寄せられた場合には、速やかに事実確認を行

い、不適正な事業者に対しては指導を実施するとともに、インターネット販売における広告等の情報を確認し、必要に応じて改善を指導している。

不適正な事業者に対する行政処分等として、平成 26 年度に販売業者に対する改善勧告及び改善命令、平成 27 年度に業務停止命令、また、展示業者に対する改善勧告及び改善命令を実施し、平成 28 年度には展示業者に対する業務停止命令及び登録取消しを実施している。なお、登録取消しの行政処分を契機に、同年度にいわゆる猫カフェ（展示業）を対象とした一斉監視（61 施設）を実施している。

（2）動物取扱業への指導事項の拡大（施策 9）

動物取扱責任者研修においては、法令等に関する知識、社会的責務の周知に加え、適宜、事業者のニーズにかなった情報提供等を行い、また、外部講師の活用等を行うなどカリキュラムの充実に努めている。

また、動物由来感染症の予防や動物の適正な管理に関して自主管理の導入を促すパンフレットを作成し、法令に定められた動物取扱業者が遵守すべき事項について指導を行うなどの取組を行っている。

平成 26 年度以降、動物取扱業に対する指導事項が拡大され、幼齢犬猫販売時等の日齢規制の変更、販売業者、貸出業者又は展示業者における猫の夜間展示等に関する規制等について、第一種動物取扱業者に対する周知、監視時の指導等を徹底して行っている。

このほか、将来、動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校等の学生を動物愛護相談センターが実施する講習会、見学実習などに受け入れている。

（3）特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底（施策 10）

平成 29 年度末の都内における特定動物の飼養頭数は 930 頭、飼養施設数は 108 施設となっており、184 件の監視指導を行っている。

特定動物は、人に危害を与えるおそれが高く、飼養又は保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別並びに都への届出等を確実に実施することについて、施設の監視時や、動物取扱業者による販売時の事前説明等を通じ、飼い主に周知している。

また、特定動物を飼い始めようと考えている都民に対しては、許可申請の事前相談等の機会を通じて、安易な飼養の防止と許可制度の内容についての周知を徹底している。

さらに、特定動物飼養・保管許可取得者に対し、文書による飼養状況調査を毎年度実施している。

特定動物による事故（動物園におけるニシゴリラによるこう傷事故事例等）や無許可飼養事例（ヒメハブの無許可飼養事例等）の発生時には立入検査を行うとともに、必要に応じて警察と連携して対応している。都内では、特に爬虫類につ

いて、動物園等の施設だけではなく、一般家庭において飼養されている個体も多いことから、緊急監視等により、逸走防止等の管理の徹底について指導を行っている。

(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応（施策 11）

畜産業者等に対して、家畜防疫等の観点から、関係部局と連携し、許可施設である畜舎等における動物の取扱いや施設の管理について監視指導を行っている。

また、実験動物施設については、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）において、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づく自主管理を基本として実験動物を取り扱うこととしている。

3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

(1) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり（施策 12）

都は、動物愛護相談センターに引き取られ、又は収容された犬、猫の譲渡数を増加させるため、登録譲渡団体と連携した様々な取組を実施している。

平成 26 年度には、登録譲渡団体専用の閲覧サイトを開設し、譲渡対象動物の情報提供を開始した。

平成 28 年度には、11 月を「動物譲渡促進月間」とし、デジタルサイネージを活用した普及啓発や都立公園等における譲渡事業の P R イベントの開催等、譲渡制度の認知度を高める取組を実施している。

また、猫の譲渡を例とした、譲渡のしくみを紹介するアニメーション動画「ボクの家にネコがくるよ」を作成し、YouTube 東京都チャンネルで公開している。

平成 29 年度には、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」を開設し、譲渡対象動物情報の掲載、登録譲渡団体の譲渡会情報、飼い主支援情報、譲渡を受けた都民の体験談を公開している。

このほか、登録ボランティアの協力を得て、都からミルクや哺乳瓶等の物品を提供し、離乳前子猫を育成・譲渡する事業を開始するとともに、平成 30 年度からは、負傷動物の譲渡に協力する登録譲渡団体等に必要な保護具等を提供する取組を開始している。

(2) 取扱動物の適正な飼養管理の確保（施策 13）

都では、動物福祉と動物の健康安全面を考慮し、感染症予防対策の徹底などにより、動物を譲渡に適した状態で飼養管理できる環境整備に努めている。

平成 29 年 3 月には、動物愛護相談センター整備基本構想を策定し、新しい飼い主への架け橋となる施設として、センターは保護・収容した動物を健康な状態で譲渡できるよう、動物福祉に配慮し、飼養管理する方向性を取りまとめている。

[推進計画の数値目標]

推進計画に掲げた平成 35 年度における具体的数値目標は、平成 29 年度実績値において全て達成されている。

具体的数値目標の達成状況 まとめ

指 標	24年度 実績値	目標 (35年度)	29年度実績値 (対24年度比)
動物の引取数	2, 866頭	15%削減	758頭 (▲73. 5%)
動物の致死処分数	2, 404頭	20%削減	492頭 (▲79. 5%)
犬の返還・譲渡率	79. 4%	85%以上 に増加	95. 8%
猫の返還・譲渡率	17. 1%	20%以上 に増加	39. 7%

東京都統計

平成 28 年 12 月に都が策定した、「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～」においては、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指し、2019 年度までに殺処分をゼロとすることを目標値として定め、都は、その達成のため、引取数の減少や譲渡の拡大のための取組を推進している。

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

(1) 動物由来感染症への対応強化（施策 14）

都は、平成 18 年度に設置した動物由来感染症関係局連絡調整会議を活用して、感染症発生時に迅速に対応できるよう連絡体制を構築するとともに、狂犬病発生時対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づく訓練を行っている。

平成 26 年度からは、国からの通知に基づき、野生動物における狂犬病調査を、関係局及び健康安全研究センターが協力して実施している。

また、飼養動物における動物由来感染症の発生状況を把握するため、東京都獣医師会と協力して動物病院における感染症の診断状況を把握するとともに、動物由来感染症を対象としたサンプリング調査を行うなど、発生状況のモニタリングを行っている。

動物取扱業における動物由来感染症対策としては、都民に販売される動物や、都内動物園において来園者がふれあうことが可能な動物を対象に病原体保有実

態調査を実施し、第一種動物取扱業者の自主管理の推進を図っている。

このほか、動物由来感染症検討会において動物由来感染症の調査の手法や成果等についての検証を実施し、パンフレットやホームページ等により情報提供を行うなど、動物の取扱いと感染症の正しい知識に関して普及啓発を行っている。

(2) 災害時の動物救護体制の充実（施策 15）

災害時の動物への対応は、飼い主による自助が基本であり、日頃からの災害時に対する備えが重要であるため、総合防災訓練の機会等を用いて、東京都獣医師会や区市町村と協力し、飼い主に対して、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うことの重要性などについての啓発を行っている。

また、都は、区市町村に対して、東京都地域防災計画や避難所管理運営の指針等を提示し、区市町村における防災計画や災害時動物対応マニュアルの整備等、動物救護体制の整備に関する取組を推進するように働きかけている。

また、平成 26 年度から 27 年度にかけ、都と区市町村の担当者で構成される動物行政検討会において、災害対策に関する情報交換や対策の検討を行い、災害時対策事例集を作成し、全区市町村への配布を行っている。

さらに、災害時には、東京都獣医師会や関係団体など現地動物救援本部の構成団体と迅速かつ円滑に連絡を取り合う必要があることから、現地動物救援本部の各構成団体と通信訓練を実施し、発災後直ちに連絡を取り合える体制を構築している。

このほか、災害対策の活動を行っている動物愛護推進員の把握などの取組を行っている。

第3 次期推進計画に盛り込むべき主な事項

都は、現行の推進計画における施策展開の方向に沿って着実に取組を実施し、一定の成果を得ることができているが、推進計画で掲げた「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」に向け、これまでの取組の成果を基盤としつつ、近年の動物愛護管理施策を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、さらに施策を推進していくことが必要である。

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化

人と動物との共生社会を実現するためには、まず、動物の飼い主が動物をその終生にわたり適正に飼養する責務を果たすことが重要である。

命あるものである動物を飼うことの責任と負担、他者への危害の防止の責務など、動物の安易な飼養開始を防ぐための啓発については、動物を飼い始める前から行う必要がある。このため、ペットショップ等においても、情報提供や啓発を行い、継続的なサポートを行うように促すなど、様々な機会を通じ飼い主に働きかける環境づくりを進めることが必要である。

また、動物愛護相談センターを中心に、飼い主が適切な飼い方を学ぶ機会を提供するとともに、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」により、情報を広く発信していく必要がある。

また、専門家や研究機関等とも連携して、獣医学や動物行動学等の知見、動物の飼養に係る法令・制度など、動物を適切に飼うために役立つ、最新の知識をわかりやすく提供していくことも重要である。

このほか、動物を飼い続けることの負担や将来的な不安を感じている高齢者に対し、飼養の継続のための様々な民間サービスの利用や多様な暮らし方、いざという時の対応のための情報提供を行うなどの支援を引き続き進めていく必要がある。

(2) 犬の適正飼養の徹底

都内で飼養されている犬の個体数は、平成29年度において約55万頭と推計されているが、このうち約3万頭が登録されていないと見込まれている。また、都における狂犬病予防注射接種率は、近年では70%程度にとどまっており、区市町村と連携して法令遵守の徹底を図っていく必要がある。

犬によるこう傷事故件数は年間300件を上回って推移し、減少傾向が見られない状況を踏まえ、事故防止のための飼い主への啓発を引き続き徹底していくことが必要である。

(3) 多頭飼育に起因する問題への対応

多頭飼育が問題となる事例の中には、適正飼養の指導のみによっては解決が困難なケースもあり、問題となる事例が発生した場合には、区市町村において、動物管理、生活衛生、福祉、地域保健、警察等の関係機関が、ケースに応じ迅速に協議の場を設定し、連携して対策をとることが求められるため、その対応手順等の整理や関係機関での情報共有、連携した取組等を円滑に行える仕組みづくりを関係機関が協力して進めが必要である。

また、住民からの苦情や相談事例を状況に応じて関係機関で共有し、事案の内容により早期から連携し対応する体制についても、検討が必要である。

(4) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策

平成24年の動物愛護管理法改正により、動物の遺棄・虐待に関する罰則の強化等が図られた後も、遺棄・虐待の事案は発生しており、また、動物虐待事案から人に対する暴力への連鎖が起こり得ることについても指摘されていることから、引き続き関係機関が連携して普及啓発に取り組む必要がある。

また、動物虐待が疑われる事例を把握した際に的確に対応するため、虐待を疑う事例を科学的、客観的に判断する能力や、法獣医学の知識等を習得するための講習、国内外の動物虐待防止機関における知見等も参考として、対応手法等の確立を図るとともに、警察及び獣医療、地域保健等に係る関係機関との連携体制の強化を進めが必要である。

(5) 地域における適正飼養の推進のための人材育成

動物の飼養等をめぐる地域の課題は、不適切な飼養を行う飼い主への対応や高齢の飼い主からの相談、飼い主のいない猫対策など多様なものとなっており、様々な課題に適切に対応できるよう、動物愛護相談センターの人材育成機能を強化して、動物愛護推進員など、地域において指導的な役割を果たせる人材の確保と養成、資質向上の取組を進めていく必要がある。

(6) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

生命を大切にし、自他を尊重する健全な心を子供の頃から育むため、小学生等を対象とした動物教室等の実施や、子供の発達段階を考慮したわかりやすい教材の提供等により、教育機関と連携した学習支援を幅広く展開していくことが重要である。

また、学校現場で動物を飼養する場合において適切な飼養が行われるよう、引き続き区市町村等と連携し、教職員等に対する動物飼育の講習会等の機会を通じた基本的知識の普及や情報提供、現場における課題への助言等の支援を行っていく必要がある。

2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

(1) 地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及

平成29年度における動物愛護相談センターの動物の引取・収容数の半数以上は拾得者から引き取った子猫であり、飼い主のいない猫対策の推進は、重要課題の一つである。

飼い主のいない猫対策を円滑に進めるため、実施に当たり様々な工夫をした事例を掲載したガイドブックの配布や、住民向けリーフレットを提供するなど、地域に根差した取組が進むよう、引き続き支援を行っていく必要がある。

また、区市町村がより効果的に取組を進められるよう、先駆的な取組事例やその成果等について情報提供を行い、効果の高い取組の普及を図っていくことも必要である。

(2) 動物愛護相談センターにおける動物の適正な飼養管理の確保

動物愛護相談センターにおいて引取り又は収容した動物の飼養管理を行うに当たっては、新たな飼い主に動物を健康な状態で譲渡できるよう、動物ごとに健康状態を把握して管理を行うことを基本とし、ストレスへの配慮や感染症の防止、治療の実施など動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理を行うことが必要である。

飼養施設については、必要な設備やスペースの確保、周辺環境等を十分に考慮し、飼養環境を整備する必要がある。

また、人に馴れない動物や問題行動の見られる動物を、人との生活に適した状態とするための動物のトレーニング等に必要な専門能力の向上を図るなど、動物愛護相談センターにおける譲渡に向けた機能強化を進めていく必要がある。

(3) 譲渡拡大のための仕組みづくり

「動物譲渡促進月間」において、重点的な広報等を実施するとともに、都立公園などで開催されるイベント等における、都と登録譲渡団体等とが協働した取組の実施、都や登録譲渡団体、ボランティア、動物愛護に取り組む学生サークル等の交流機会を設けることなどにより、譲渡活動に取り組む関係者の連携・協力の輪を広げていく必要がある。

動物愛護相談センターでは、譲渡対象動物に係る情報を集約して提供し、情報がより多くの人の目に触れるように努めるとともに、譲渡をより受けやすい環境の整備に努めていくことが必要である。

また、東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」において、登録譲渡団体が開催するものを含めた譲渡会等の情報を広く発信するとともに、新たな飼い主への譲渡の機会を拡大する必要がある。

さらに、離乳前子猫や負傷動物等の譲渡を促進するための取組について、引き続き検討していく必要がある。

また、譲渡後も飼い主が適切な飼養を継続できるよう、高齢動物や負傷動物等を含めたペットの飼養に役立つ情報を発信するなど、譲渡後のフォローアップの充実を図ることも重要である。

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

(1) 動物取扱業の監視強化

都内の動物取扱業の施設数は、近年、第一種動物取扱業の保管業及び展示業の登録数並びに第二種動物取扱業の譲渡し業の届出数が大きく増加しており、動物取扱業の業態は多様化している。こうした状況のもと、都は、監視指導を専管する立場として、東京の地理的特性や対象施設の分布状況等についても十分に考慮し、的確に対応するための体制を確保する必要がある。

監視指導の拠点施設である動物愛護相談センターは、迅速かつ集中的・継続的な監視指導を行える体制とし、事業者の法令違反については厳正に対処するとともに、必要な場合には警察と連携して対応することが求められる。

また、効率的な監視指導の実施のため、動物愛護相談センターにおけるＩＣＴを活用した事業者情報の管理及び各所間での情報共有を図るとともに、事業者評価に応じたより効果的な監視指導方法についても検討していくことが必要である。

(2) 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進

動物取扱業の業態の多様化、展示業の事業者の増加等に適切に対応するため、業態に応じた法令周知や指導方法を検討し、効果的に監視指導を実施する必要がある。

また、効率的な監視指導を行う観点からも、事業者による自主管理を促進することは重要であり、苦情やトラブルに繋がるケースの要因分析を業態ごとに行い、事業者への周知や、自主管理点検票の作成・配布等により、事業者の取組を促進する必要がある。

(3) 特定動物飼養における適正飼養の徹底

逸走した場合に人に危害を与える可能性が高い特定動物については、監視指導の機会を通じ、飼い主及び販売業者に対して、その責務の重要性についての周知を徹底するとともに、警察等の関係機関と連携して無許可飼養の防止を図る必要がある。

(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いに係る監視指導

産業動物及び実験動物については、「5つの自由^{※1}」や「3Rの原則^{※2}」等の動物福祉に配慮した適正な取扱いと利用の観点から、管理者等による自主管理が適正に行われることが重要である。

このため、引き続き、都が所管する畜舎等の監視指導体制を確保するとともに、区市保健所等とも連携して事業者への指導等を実施していく必要がある。

また、研究機関等に対する実験動物の適切な取扱いに係る普及啓発についても検討する必要がある。

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

(1) 動物由来感染症への対応強化

狂犬病発生を想定した訓練を通じて対応体制の実効性を検証するとともに、関係機関との連携体制等を強固なものとしておく必要がある。

ペットを介在する動物由来感染症や動物間で感染する感染症の発生状況及びその対策について、動物病院や東京都獣医師会、獣医系大学等の研究機関と連携して調査研究を行い、飼い主や動物取扱業者、飼養施設を有する動物愛護団体等への普及啓発を進めていく必要がある。

(2) 災害への備えと発災時の危機管理体制の強化

被災した飼養動物が逸走した場合には、住民に危害を加えたり、家屋等を荒らしたりするおそれがあり、災害発生時の動物対策は、動物愛護の観点のみならず、住民の安全確保や生活環境保全の面からも重要である。

飼養動物の災害対策を行っていない飼い主は多く、同行避難や避難所等での飼養に支障が生じることが懸念される。このため、区市町村の窓口のほか、ペット用品やフードの販売店、動物病院など飼い主がよく利用する施設・事業者等などに働きかけ、飼い主に対し、被災時に起こり得る状況や災害への備えの重要性について、普及啓発を行うなど、飼い主の意識の向上を図るための取組を進める必要がある。

また、災害時には避難所の設置主体となる区市町村の対策強化を引き続き支援するとともに、東京都獣医師会等の関係団体とも連携して、ボランティアの受入・支援活動のための区市町村の体制整備や広域調整の仕組みづくりを推進していく必要がある。

さらに、動物愛護相談センターは、危機管理対応の基幹施設として、動物救援本部や関係機関との連絡、区市町村の支援等の役割を果たせるよう、必要な機能を備えるとともに、リスク分散、他自治体等の関係機関への協力要請なども視野に入れ、災害時の対応体制強化を検討する必要がある。

注)

※1 5つの自由：イギリスの家畜福祉協議会（F AWC）が提唱し、世界獣医学協会（WVA）などの機関においても取り入れられている家庭動物等を含む全ての動物について適用すべきとされている理念で、①飢えと渴きからの自由、②肉体的苦痛と不快感からの自由、③傷害や疾病からの自由、④おそれと不安からの自由、⑤基本的な行動様式に従う自由からなる。

※2 3 Rの原則：国際的に普及・定着している実験動物の飼養保管等及び動物実験の適正化の原

則①動物の苦痛の軽減（Refinement）、②使用数の減少（Reduction）、③代替法の活用（Replacement）の3つの原則